

食品資源循環形成推進事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品関連事業者（以下「事業者」という。）は、再生利用等の実施率目標の達成に向けた様々な取組を行っている。
- (2) この中には、単に食品廃棄物を再生利用するだけにとどまらず、再生された肥料や飼料を用いて生産された食料を販売・提供することにより、「食品リサイクル・ループ」を構築している意欲的な事業者も存在する。
- (3) 一方、小規模事業者を中心に、取組への消極的な姿勢が見られるところもあるが、この背景には、小規模事業者には罰則が適用されないことに加え、コストを要するにもかかわらず具体的なメリットがないことが指摘されている。
- (4) このような実態を踏まえ、食品リサイクル法の目的である食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効利用の促進を確実にするためには、積極的な取組を行っている事業者を適正に評価し、モデルとして社会に周知させるとともに、全ての事業者がリサイクルに取り組みよう誘導していくことが必要と考えられる。

このため、「食品リサイクル・ループ」の形成や再生利用等の実施率目標の達成を認証する制度の仕組みやルールを整備するとともに、取組が低調な業種を主たる対象とした普及啓発等を実施する。

2. 事業内容

- (1) 「食品リサイクル・ループ」の形成を推進するため、食品廃棄物を排出した事業者が、リサイクル肥飼料等を用いて生産された食料を販売・提供している実績及び再生利用等実施率目標の達成等を第三者認証機関が認証する制度の構築に必要な体制・ルール・認証機関の要件等について調査・検討を行う。
- (2) 再生利用等が難しく、かつ、取組が低調な事業者（食品小売業・外食産業）を対象とした制度の理解促進、食品リサイクル法の趣旨の徹底、再生利用等の取組の働きかけ・啓発を行うとともに、消費者を対象とした食品廃棄物の発生抑制に焦点を当てた普及啓発を行う。
- (3) なお、(1)の事業内容については、認証機関となることを希望する団体が直ちに認証事業を立ち上げられるよう、初年度の検討において基本的なシステムを確立した上で、2年度目に試行的な認証行為を行うこととする。

3. 事業実施主体

民間団体

4. 平成18年度概算決定額

28,000(0)千円

5. 補助率

定額

6. 事業実施期間

平成18年度・19年度

【担当課：総合食料局食品産業企画課食品環境対策室】